

■京田辺市

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
文化学術研究地区内で特定研究施設を新增設する者		—	不均一課税 【適用税率】 1年目 0.14/100 2年目 0.467/100 3年目 0.933/100	固定資産税	3年間